

保税蔵置場許可書

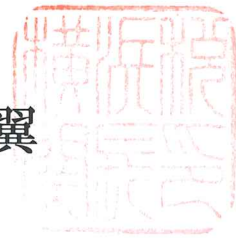
令和7年3月18日

富士タルク工業株式会社

代表取締役 富森 靖彦 殿

横浜税関長

山崎 翼



令和7年2月13日付で申請のあった保税蔵置場については、関税法第42条の規定により下記のとおり許可する。

記

蔵置場の名称	富士タルク工業株式会社 鹿島工場 保税蔵置場
所在地	茨城県神栖市南浜1番地15
営業用・自家用の別	自家用
蔵置場の構造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
棟数及び面積	3棟・3,132平方メートル
蔵置する貨物の種類	輸入一般貨物
許可期間	自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月 31日
許可条件	裏面のとおり